

基金情報

No. 102

平成22年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成22年度・主要事業概況

事 項	6月末数	対前月増減数	事 項	6月末数(累計)
事業所数(件)	236	-1	年金掛金	調定額(円) 297,516,510
加入員数(人)	男子 4,989	-15		収納額(円) 294,681,182
	女子 2,318	-2		収納率 99.05%
	計 7,307	-17	事務費掛金調定額(円) 12,918,348	
平均標準給与月額(円)	男子 327,916	31	資産運用	信託資産額(時価) 235億8,922万円
	女子 221,952	-337		修正総合利回り -8.89%
	計 294,301	-135		ベンチマーク差 -0.93%
受給者数(人)	6,169	16	慶弔金の支給件数・金額	22件31万円
平均年金額(円)	505,933	534	年金相談件数	185件

事業主の皆様
事務担当の皆様へ

算定基礎届のご提出ありがとうございました

本年度分の「算定基礎届」のご提出にあたり、お忙しい中、事業主の皆様ならびに事務担当の皆様のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当基金の「決定確認通知書」につきましては、7月29日より随時送付しておりますので、必ず確認通知書の決定内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

算定基礎届で決定した等級が、実際に計算基礎として反映されるのは平成22年9月分(平成22年10月15日告知分)の掛金からとなりますので、よろしくお願いたします。

- * 給与等の固定的賃金の変動により2等級差が生じた場合は、その都度、「月額変更届」をご提出ください。
- * 算定基礎届等の届出を誤った内容で届出てしまった場合は、「訂正届」のご提出をお願いいたします。

■ 8・9月に月額変更を予定されている方 ■

5月または6月に固定的賃金の変動があり、変動月以後3ヶ月間の報酬の平均額を算出した結果、従前の標準報酬月額と2等級以上の差が生じ月額変更の要件を満たしている場合は、「月額変更届」をご提出ください。

- * 月額変更の予定者となっていたが、変動月以後の3ヶ月間の報酬の平均額を算出した結果、2等級以上の差が生じなかった場合や支払基礎日数が17日未満の月があり月額変更の要件を満たしていない場合は、「算定基礎届」の提出が必要となります。

厚生年金と厚生年金基金の等級の下限は98千円、上限は620千円です。次の場合、健康保険のみ月額変更に該当するので、健康保険組合に「月額変更届」を提出し、厚生年金と厚生年金基金については「算定基礎届」の提出が必要となりますのでご注意ください。(算定基礎届の提出は、7月・8月・9月に月額変更に該当する方が次の場合に該当した方が対象です。)

- ①従前等級98千円の方が、固定的賃金の変動が生じ2等級差以上上がった場合
- ②従前等級620千円の方が、固定的賃金の変動が生じ2等級差以上上がった場合

厚生年金
保険関係

厚生年金本体の保険料率引上げ

厚生年金保険の保険料は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで毎年0.354%ずつ引上げられることとなり、本年も9月分の保険料(10月告知分)から16.058%(現行15.704%)となりますが、厚生年金基金に加入している場合は、基金が厚生年金保険の給付を代行しているため、代行料率分は基金に納めることとなっています。

当基金の代行料率は3.8%と決定されていますので、基金に加入している場合の厚生年金保険料は、16.058%のうち3.8%は基金に納め、残りの12.258%(現行11.904%)を国(年金事務所)に納めることとなります。(同封の「掛金額表」をご参照ください。)

- * この引上げは、厚生年金保険の保険料について行われるもので、これに伴う当基金の掛金の変更はありません。
- * 厚生年金保険の保険料率は、給与と賞与に適用されます。
- * 変更後の保険料率にて計算された保険料は、平成22年10月中旬に年金事務所から送付される納入告知分から反映されますのでご注意ください。

【今後の引上げ内容】* 引上げ率の上限は18.300%のため、平成29年9月の引上げ率は0.118%

引上げ年月	H22.9~	H23.9~	H24.9~	H25.9~	H26.9~	H27.9~	H28.9~	H29.9~
料 率	16.058%	16.412%	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%
当基金加入料率	12.258%	12.612%	12.966%	13.320%	13.674%	14.028%	14.382%	14.500%

(注)当基金加入料率については、代行料率の見直し等により変更となる場合があります。

慶弔金のお知らせ

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面に回答させていただいております。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

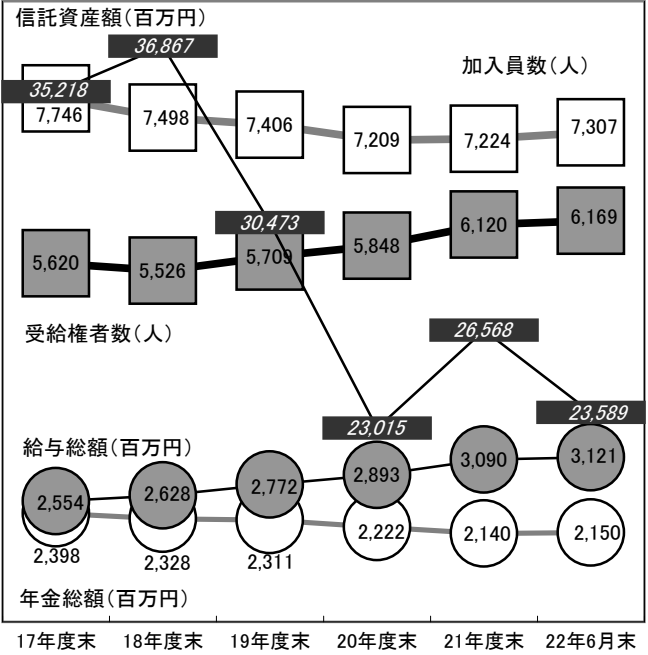
詳しくは当基金までお問合せください。

* 7月分の掛金納入期限は、平成22年8月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

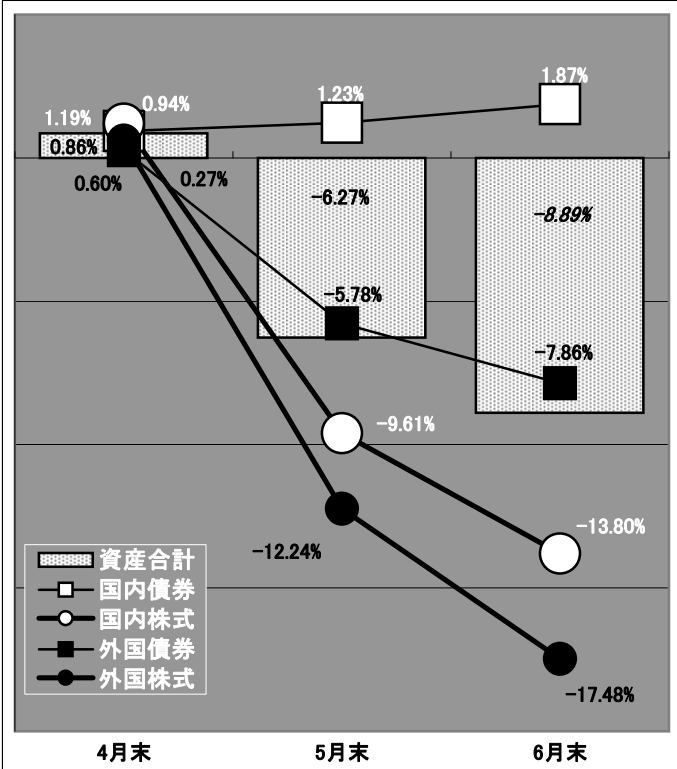
設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	(株)キョーカ	倒産	H22.6.30
代表者変更	(株)ジーエムシー	田中 春彦	H22.5.28

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

8月の予定

上旬 政府負担金交付申請書提出(日本年金機構)